平成２９年（フ）第６３６号
埼玉県上尾市西宮下２丁目82番地２　上尾ハウス５－403
債務者　高城　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
愛知県豊田市宮口町１丁目130番地２　ハイツふきつけ205号、前住所愛知県豊田市小坂町９丁目70番地１　ソラーレフーカＢ－203号
債務者　平田由利香
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
山形県南陽市長岡453番地
債務者　安久津正行
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第４７号
山形県米沢市通町３丁目２番58号
債務者　高橋　　弥
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第４８３号
さいたま市南区辻１丁目17番１号　104、住民票上の住所東京都豊島区南長崎６丁目18番10号　森方
債務者　塩入　幹夫
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４６号
埼玉県戸田市南町12番10号
債務者　木暮　明子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９７号
さいたま市浦和区前地３丁目16番９号　ドルフ浦和Ⅱ　104号室、旧住所埼玉県行田市門井町３丁目17番地50
債務者　清原　伸介
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４８号
埼玉県蓮田市大字根金1813番地11　アーバンタカノ102号、旧住所埼玉県川越市大字下赤坂669番地13
債務者　征矢　光司
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３０号
埼玉県川口市大字芝7235番地の９
債務者　先崎　和夫
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
埼玉県三郷市泉２丁目22番地５　ラセレニテ201、旧住所埼玉県草加市新善町306番地18
債務者　谷山　正義
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３００号
埼玉県越谷市七左町１丁目72番地２　グリーンヒルズ201号
債務者　章本　暖子（旧姓馬場園）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
埼玉県春日部市赤沼1026番地１　篠田方、住民票上の住所埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台３丁目５番10号
債務者　近藤　宏幸
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３２０号
埼玉県草加市苗塚町401番地20
債務者　落合　裕惠
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
埼玉県三郷市新和２丁目225番地　立澤ハイツ５号室、旧住所埼玉県三郷市鷹野１丁目47番地３
債務者　西山　久子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３３号
埼玉県草加市谷塚町491番地　ハイム雄203号、旧住所埼玉県草加市瀬崎４丁目４番21号
債務者　石野　　博
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
埼玉県熊谷市円光２丁目12番９号
債務者　鈴木真由美（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１３０号
埼玉県本庄市児玉町児玉1445番地１　石川住宅Ｄ号棟
債務者　小倉　三男
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部